

「阿蘭陀国主」宛家康書状

— 日本側とオランダ側の認識

クレインス桂子

はじめに

慶長十四年七月二十五日（一六〇九年八月二十四日）付で徳川家康から「阿蘭陀国主」マウリッツ（Maurits van Nassau, 1567-1625）宛に作成された書状の写しがオランダのライデン大学図書館に現存している。「図版1」「図版2」（九頁）。「復章」で始まることから返書として位置づけられる。管見の限り、原本は伝存しない。

この家康書状は、一六〇九年にオランダ船二隻が日本に來航した際に、使節として指名された各船の上級商務員ニコラース・ポイク（Nicolaes Puijck, ?-1664）とアブラハム・ファン・デン・ブルック

（Abraham van den Broek, n.d.）が駿府での謁見時に家康に渡したマウリッツ書状への返書として作成された。この時、使節には家康から返書とともに來航通商を許可する朱印状四通が与えられた。家康からのオランダ船による來航通商への期待を受けて、平戸でオランダ商館が設立されることになった。

以心崇伝（一五六九〜一六三三）による「異国日記」には、この家康書状について、書状作成に関わる幕府側の経緯と内容の控が記されている。また、同書状の内容がオランダ語に翻訳され、同時代にエマニユエル・ファン・メーテレン（Emanuel van Meeren, 1535-1612）の著作『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』（一六一四年刊）に収録された。

この家康書状に関して、金井圓氏は『日蘭交渉史の研究』において、崇伝「異国日記」掲載の関連記事を紹介し、書状作成の経緯とその内容並びに同時に作成された朱印状の内容に言及している。^⑤また、加藤榮一氏もこの書状の一節を「異国日記」に基づき引用している。^⑦これらの主な日本側の先行研究では、「異国日記」の控は参照されているが、オランダのライデン大学図書館所蔵の写しについては言及されていない。

一方、家康書状のオランダ語訳については、村上直次郎氏が「増訂異国日記抄」において、ハーグ国立文書館所蔵関連文書中にある「オランダ語訳文と称するもの」を翻刻・掲載している。^⑧しかし、内容の分析や原文との詳しい比較はおこなわれていない。また、ファン・メーテレン『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』に掲載されたオランダ語訳についての言及はない。

ファン・メーテレンの歴史書については、松田清氏が『洋学の書誌的研究』において、後の長崎オランダ商館時代の逸話を以下のよう^⑨に紹介している。一八一三年に長崎オランダ商館長ドゥーフが長崎奉行所の勘定吟味役から朱印状による初期の日蘭貿易時代の史実について尋ねられた際に、ファン・メーテレンの『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』を参照して、朱印状に関連して同書記載の日本皇帝の書簡を検討したという。^⑨

慶長十四年付家康書状については、ライデン大学図書館所蔵の写

しやファン・メーテレン『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』掲載のオランダ語訳の存在はあまり知られておらず、これまで十分に検討されてこなかった。

本稿では、同書状の内容や作成舞台裏の検討を通じて、君主間レベルにみられる初期の日蘭関係の有り様を探求するとともに、同書状がオランダの通商活動にとってどのような意義をもち、オランダ人にどのように受け止められたのかについて解明することを目的とする。

まずは、先行研究であまり注目されてこなかったライデン大学図書館所蔵家康書状の写しを足掛かりとして、第一章で、その来歴を目録情報から確認したうえで、所蔵者や関係者の追跡調査と、家康書状に纏わる当時のオランダ東インド会社文書における関連記述や書状の裏面に書き入れられた覚え書きの分析をおこなう。

第二章では、異国日記における関連記述から家康書状作成の経緯を紹介し、写しの筆記者についても若干の検討を試みたのちに、異国日記所収の控とライデン大学図書館所蔵写しとの比較をおこなう。さらに、家康書状の内容分析を通じて、同書状作成にあたっての本側の認識を考察するとともに、書状作成以前にオランダ側から家康側に伝えられた内容の推測を試みる。

最後の第三章では、ファン・メーテレン所収のオランダ語訳について、原文の翻刻と和訳を掲載し、村上氏が掲載しているオランダ

語訳文との比較をしたのちに、日本語原文との内容比較分析をおこない、家康返書の内容がどのようにオランダ側で受容されたのかについての分析を試みる。

日蘭の通交開始につながった同書状と四通の朱印状は、日蘭関係草創期における両国間の関係について双方でもたれた認識を探るうえで重要な検討材料である。この年に四通発給された朱印状については、その機能的役割や、以後にオランダに対して発給された複数の朱印状との比較などの点において興味深い検討対象ではあるが、これについては別稿に譲り、本稿では家康書状に論点を絞る。

第一章 ライデン大学図書館所蔵写し

第一節 来歴

目録における書誌情報

本節では慶長十四年七月二十五日付「阿蘭陀国主」宛家康書状の写しがライデン大学図書館所蔵に至る来歴を振り返る。この史料については、次の歴代三種の目録にその書誌情報がそれぞれ掲載されている。

① R.P.A. Dozy, *Catalogus codicum orientalium bibliothecae academiae*

Lugduno Batavae, vol. 1, Leiden: E. J. Brill, 1851, p. 191.

② Koos Kuiper, *Catalogue of Chinese and Sino-Western manuscripts in the central library of Leiden University*. Leiden: Legatum Warnerianum in Leiden University Library, 2005, pp. 1-3.

③ Jan Just Witkam, *Inventory of the oriental manuscripts of the Library of the University of Leiden*, vol. 2: manuscripts Or. 1001-Or. 2000. Leiden: Ter Lugt Press, 2007, p. 192.

最も早い一八五一年に刊行された①のラテン語による目録には、*d. EPISTOLA IAPONICA ET SINICA* (日本と中国の書簡) の項に書誌番号 CCCXXXIII. (Cod. 1615) が振られ、この番号の下に掲載されている二つの書誌のうち最初のものとこぼし、*Epistola Imperatoris Japoniae ad principem Mauritium, Japonice scripta*. (日本の皇帝よりイェウリツ公宛書状) と記載されている。二番目の書誌の下には *Ex Legatio Papenbroekii*. (パーペンブルックの遺産より) との付記もみられる。

二〇〇五年出版の②の目録には、第一章「The Oriental manuscripts collection (東洋写本コレクション)」の最初に記された「Or. 1615-1」の書誌番号の項に、ラテン語タイトル「*Epistola Imperatoris Japonensium ad Principem Mauritium*」とその英訳が記載されているほか、日本語のタイトル「日本國源家康復章阿蘭陀國主殿下」とその英訳もみられる。このほかの書誌情報として、料紙はヨーロッパのものであるが、三十四・五×四十六センチメートルの紙の片面に漢字で十

五行にわたって書かれていることが記されている。さらに、書状の裏面にオランダ語で書き入れられている覚え書きの翻刻 Copie vande missive gheschreven / by sijne Keijserlycke Mat van Japa / aen synre Princell. Excric Maurium / d de scheepen den Rooden Leeuw met Pijlen ende den Griffioen medeghenom への英訳 Copy of the missive written by His Imperial Majesty of Japan to His Princely Excellency Maurice, carried on board the ships the Red Lion with Arrows and the Griffon (日本の皇帝陛下によってマウリッツ公陛下宛に書かれた書状の写し、ローデ・レーウ・メット・パイレン号とグリフイユーン号両船で運ばれた)も掲載されている。また、同書状に関する先行文献二点が挙げられているほか、来歴として Leiden University Library, Gerrit van Papenbroeck Legacy 1743 (ライデン大学図書館、ヘリット・ファン・パーペンブルックの遺産一七四三年)とも付記されている。

二〇〇七年出版の③は、一六六五年から一八七一年にライデン大学図書館に登録された写本が書誌番号 O: 1001 から O: 2000 まで順番に掲載された目録である。当該書状の書誌は一九二頁の「O: 1615 (1)」の項に掲載されている。目録②と同じラテン語タイトルとその英訳が掲載されているほか、目録②と同様の日本語のタイトルがアルファベットで Nipponkoku Mimamoto no Ieyasu fukushu[sic] Oranda kokushu Denka と記され、その英訳 Reply by (the shogun[sic]) Minamoto no Ieyasu of the country Japan to his Highness the Lord of

Holland が付されている。そのほかに記されている書誌情報は目録②とほぼ同様の内容であるが、ここには来歴情報は記されていない一方、目録作成者による付記として、This is the first reply by the Japanese government to the Dutch who wished to open up trade, showing an attitude quite different from the second reply several years later. The original was lost, Japanese and Dutch scholars have searched in vain. This makes this copy all the more valuable. (これは通商開始を望んだオランダ人に対する日本の統治機関による最初の返書であり、数年後の二番目の返書とはかなり異なる態度を示している¹¹⁾。原本は失われ、日本とオランダの研究者が探したが、見つからなかった。このことは当写しをさらにもまして価値あるものにする)と記されている。

ファン・パーペンブルック収集品

上記の通り、目録①と②に記されている同書状の来歴情報として、①では「パーペンブルックの遺産より」、②では「ライデン大学図書館、ヘリット・ファン・パーペンブルックの遺産一七四三年」と記されている。アムステルダム の裕福な有力商人であり、美術品収集家でもあったヘーラルド・ファン・パーペンブルック (Gerard van Papenbroeck, 1673-1743) は、遺書で収集品をライデン大学に遺贈する意思を示していた。彼の死亡した一七四三年にそのコレクションの大部分が同大学に入った¹²⁾。なお、ファン・パーペンブルックの収集

品のなかには、絵画や彫刻といった美術品のほかに、十六・十七世紀の各国王侯貴族の書状の手稿も美術品として含まれていた。オランダ東インド会社文書のなかから流出した家康書状の写しは、入手の機会が訪れた際に十八世紀中葉以前には彼のコレクションに加えられたのであろう。

ファン・パーペンブルックのコレクションのなかには、アムステルダム商人であり美術品収集家であったヘリット・レインスト(Gerrit Reynst, 1599-1658)とヤン・レインスト(Jan Reynst, 1601-1646)兄弟の収集品も含まれていた¹⁵⁾。このレインスト兄弟の父はオランダ東インド会社の第二代総督を務めたヘーラルド・レインスト(Gerard Reynst, 1560-1615)である。レインスト総督は一六一四年十一月にバンタムに到着したのち、すぐにモルツカ諸島へ遠征に赴き、一六一五年十二月にヤカトラ(その後バタフィアと改称)で病死している¹⁶⁾。一つの仮説として、ファン・パーペンブルックの遺贈でライデン大学図書館の所蔵となった家康書状の写しがレインスト兄弟収集品由来であり、その前段階としてレインスト総督から息子たちに引き継がれたものであったかもしれないという可能性が考えられる。レインスト総督のアジア出航にあたって、日本訪問の機会に備えて、東インド会社の十七人会が過去に届いていた家康書状の写しをレインスト総督に託したということもありえないことではない。このような可能性を考慮して関係史料を調査したところ、そのよう

な事実を示す記述は見つからなかった。とはいえ、オランダ東インド会社との関わりのみられるレインスト家とファン・パーペンブルックとのつながりが収集品を通じて見出されることは、家康書状の写しの来歴を考えるうえで興味深い。

第二節 ラーイ家との関わり

ヘンドリック・ファン・ラーイの十七人会への報告

家康書状の写しの一通が一六一〇年にオランダ東インド会社の重役会である十七人会に送付されたことについては、同会社の商議員ヘンドリック・ファン・ラーイ(Hendrik van Raey, ?-1613)が一六一〇年十月八日付十七人会宛の書状において「皇帝陛下〔家康〕から〔マウリッツ〕公陛下宛の書状の写しを同封する」と記していることから確認できる¹⁷⁾。

ファン・ラーイは、一六〇九年に日本に來航した二隻のオランダ船のうちスヒップ船ローデ・レーウ・メット・ペイレン号の下級商議員であった¹⁸⁾。日本に寄港したオランダ船二隻は、使節を通じて家康から「阿蘭陀国主」宛書状と朱印状を得たのち、一六〇九年十月三日に平戸を出発し、同月三十日にバタニに寄港している¹⁹⁾。同地で開かれた委員会の決定により、ファン・ラーイは、獲得した日本貿易のための商品の供給を確保する目的でカンボジアに上級商議員として赴任する予定であったため、パタニで下船し、次の季節風まで

同地で待機することになった。パタニで待機中のファン・ラーイは、同地で記した一六一〇年十月八日付の十七人会宛の書状を發送する際に、預かっていた家康書状の写しを同封し、モルツカ諸島からパタニ経由で祖国に向かうスヒツブ船デルフト号に託した。ファン・ラーイは、同十七人会宛の書状で次のようにも記している。

【史料一】²¹⁾

一六〇九年十一月二十二日に積荷満載で当地〔パタニ〕から出
発したスヒツブ船フェレーニヒデン・レーウ・メット・ペイレ
ン号がすべてのことについて貴殿たちに詳細に教えることにな
ろう。しかし、船は渡航中に多くの危険にさらされており、神
が防いでくれることを望むけれども、同船が帰還中に何らかの
災害に遭遇することもあるかもしれないため、本状は貴殿たち
のための報告としての役割を果たすだろう。

「スヒツブ船フェレーニヒデン・レーウ・メット・ペイレン号」は、
日本に寄港したローデ・レーウ・メット・ペイレン号のことである。
家康書状を載せた同船は一六一〇年七月にオランダに無事に到着し
ている。この四年後の一六一四年に出版されたファン・メーテレン
『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』の一六一〇年条には、日本から
ローデ・レーウ・メット・ペイレン号が一六一〇年七月二十一日に

帰還し、日本の君主からの書状をもたらしたとの記事が記されてい
る。後述の通り、この記述に続く箇所には、その書状のオランダ語
訳も掲載されている。²²⁾ この時、ローデ・レーウ・メット・ペイレ
ン号が持ち帰ったのは原本であろう。しかし、前記の二〇〇七年出版
目録③に記されていた通り、原本はその後何時かに失われてしまっ
た。

一方、船の航海中に難破などの危険に遭う確率が高いことを考慮
したファン・ラーイは、家康書状の写しを自らの書状に同封する形
で祖国に帰還する別の船に託して送付している。この写しはほぼ一
年間ファン・ラーイの手元に保管されていたことになる。また、
ファン・ラーイは同書状で「日本で需要のある商品の覚え書きを同
封する」とも記している。ファン・ラーイは、獲得した日本貿易を
支援するために日本で需要のある鹿皮などの供給確保の担当要員と
してカンボジアに上級商務員の資格で派遣される予定であった。²⁴⁾ こ
れらのことからファン・ラーイの日本との関わりの深さが見出さ
れる。

十七人会アムステルダム支部重役レオナル・ラーイ
十九世紀のオランダの歴史家ファン・ダイク (Ludovicus Carolus
Desiderius van Dijk, 1824-1860) によると、おそらくこのヘンドリッ
ク・ファン・ラーイは十七人会アムステルダム支部のレオナル・

ラーイ (Leonard Ray, n.d.)⁽²⁵⁾ の息子あるいは兄弟の間柄であったという。ラーイという姓が共通していることから、両者が同じラーイ家の一族であった可能性は高い。また、ヘンドリック・ファン・ラーイが十七人会へ書状を直接送っていることも同人と会社の重役会との深いつながりを示唆する。彼が下級商務員として乗船したローデ・レーウ・メット・ペイレン号はおそらくアムステルダム支部の建造した船であり、アムステルダム支部の重役の一人の親族という縁故関係があったからこそ、東インド会社船の職務のなかで商館長クラスの上級商務員より一階級下という高い地位の下級商務員として同船に乗船できたのかもしれない。

レオナルド・ラーイにも日本とのつながりがみられる。一六〇六年二月二日付十七人会の決議録には日本の君主への書状作成に関する事項がみられる。この決議録によると、この時レオナルド・ラーイは日本の君主への書状の手配と贈物の準備を担当することになった。また、それらは同年出航のパウルス・ファン・カールデン (Paulus van Caerden, c1569–c1615) 提督に託されることも同時に決議されている。⁽²⁷⁾

ローデ・レーウ・メット・ペイレン号が一六〇一年にオランダにもたらした日本の君主「家康」からの書状について、ファン・メーテレンは「この書状は、マウリッツ公を代表する使節にスターテン・「ヘネラル」が東インドへ向けて持たせた、推薦あるいは紹介

の書状に対する返答であった」と記している。⁽²⁸⁾ ファン・メーテレンが往信として位置づける「推薦あるいは紹介の書状」が一六〇六年にレオナルド・ラーイが関わって作成されたものと同一かどうかについて、この記述に書状作成年などの情報がないため断定はできない。とはいえ、オランダから送った書状に対して得られた返答であるとの認識は明確に示されている。

数年越しでようやく得られた日本の君主からの返書をヘンドリック・ファン・ラーイはラーイ家の一人として特別な思いをもって受け止めたのではないであろうか。とはいえ、彼はアジアの地で引き続き勤務することが決まっていた、オランダへの帰国はしばらくできない見込みであった。こうした事情により、預かった写しを別の帰還船に託して十七人会に送付したと推測される。

写しの裏面に書き入れられた覚え書き

ライデン大学図書館所蔵の家康書状写しの裏面には、「ローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号両船で運ばれた、マウリッツ公陛下宛に日本の皇帝陛下によつて書かれた書状の写し」(Copie vande missive gheschreven by sijne Keijserlycke Mar van Japan] aen Syne Princell. Ex^{te} Mauritium d de scheepen den Rooden Leeuw met Pijlen ende den Griffioen medeghenom) と手書きで記されている⁽²⁹⁾ (九頁「図版2」参照)。
オランダ船が持ち帰った家康書状の写しが複数存在した可能性も

あるため、このライデン大学図書館所蔵の写しがヘンドリック・ファン・ラーイの送付したものと同一であるとの断定はできない。「ローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号両船で運ばれた」との記述からは、この写しが原本とともに両船でそのままオランダまで運ばれた可能性が高い。その場合、ファン・ラーイが預かった写しは複数存在した写しのうちの別の一通であったということになる。

一方、ファン・ラーイの送付した写しがライデン大学図書館所蔵のものと同じである場合、日本を去る時点で原本とともに写しもローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号で運ばれたが、写しの方はパタニで下船したヘンドリック・ファン・ラーイが預かり、一六一〇年十月八日付の十七人会宛の書状に同封する形で、当時モルツカ諸島からパタニに寄港していた祖国へ帰還予定のスヒップ船デルフト号に託され、オランダへ運ばれるという経緯を辿った可能性が考えられる。

第二章 家康書状の異国日記所収控とライデン大学図書館所蔵写し

第一節 「異国日記」にみる書状作成の経緯と舞台裏

「異国日記」所収控

慶長十四年付家康書状については、崇伝が「異国日記」にその内容の控を書き写している。また、その控の前後には同書状作成の経緯についての覚え書きも記されている。書状控の直前には、次の通りに記されている。

【史料一】³⁰⁾

一 同十一日頃、於御本丸、本上州被仰候ハ、ヲランタヨリ御書ヲ上候、彼国ノ文字ニテ分不見候、通事ニ仮名ニノベサセラレ候、以来船ヲ渡可申候間、湊ヲモ被下、往来仕候様ニトノ義ニ候、印子ノ盃ニ、糸三百五十斤、ナマリ三千斤、象牙二本上候、此返書認、下書上可申由也、円光寺御書候、此書ハ少文体可然様ニト仰ニ候

このうち「本上州被仰候ハ、ヲランタヨリ御書ヲ上候、彼国ノ文字ニテ分不見候、通事ニ仮名ニノベサセラレ候」の部分からは、オランダより「彼国ノ文字」（アルファベット）で記された書状が到来したことを受けて、家康側近の本多正純（一五六五〜一六三七）が通事に翻訳させたことがわかる。

また、「以来船ヲ渡可申候間、湊ヲモ被下、往来仕候様ニトノ義ニ候」の部分からは、オランダから到来した書状の要点がオランダ船

往來の際の交易場所としての着岸地の確保を求める内容であったことが伝えられている。

オランダ使節からの献上品が列記された後の「此返書認、下書上可申由也、円光寺御書候」の部分からは、円光寺の閑室元佶（一五四八〜一六二二）が指示を受けて返書の下書きを執筆したことがわかる。

書状控の直後には、「右円光寺清書、間二合鳥子、下絵アリ、上包ハ可漏鳥子、上ノ真中ニテノリ付ニシテ、封ノ字三所ニ書、御朱印ハ、七月二十一日ニ被押候也」と記されている。この部分からは、元佶が清書もおこない、朱印押印日が和暦七月二十一日（西暦八月二十日）であったことが伝えられている。

また、使用された紙について「間二合鳥子」と記されていることから、紙の種類は鳥の子と呼ばれる雁皮紙で、間似合紙の大きさ、すなわち三尺（約九十センチメートル）の大判で、さらに、「下絵アリ」とあるので、装飾が施された料紙が用いられたことがわかる。

一方、ライデン大学図書館所蔵の写しに使われた紙は、三十四・五×四十六センチメートルの大きさで、装飾はない。原本と写しに用いられた料紙は大きく異なるものであったといえる。

写しの筆記者

家康書状に関する崇伝の覚え書きの記述から、原本が元佶によつ

て清書されたことは明らかにするが、写しの筆記者は誰なのかという疑問が残る。オランダ使節の通訳としてこの時の謁見に同行したのはリーフデ号の元乗組員メルヒヨル・ファン・サントフォールト (Melchior van Santvoort, c.1570-1641) であった。ファン・サントフォールトをはじめとするオランダ側関係者のうちの誰かが受領後に書き写したとは考えにくい。また、オランダ側の使節として家康に謁見したポイクはその日記において、家康からマウリッツ公宛の複数通の書状を得たと記していることから、原本のほかに写しも同時に幕府側から渡された可能性が高い。³¹⁾

このような事情を考慮すると、候補者としては、下書きと清書を担当した元佶が第一に挙がる。次の候補者として、当時、元佶の外交事務の補佐をしていた崇伝が挙げられる。正確な筆跡鑑定のためには筆跡の専門家による調査を依頼する必要があるが、以下では、筆者候補として考えられる人物の筆跡について若干の考察を試みる。

元佶の文字については、閲覧可能な史料が限られ、オンラインで閲覧できた『重撰倭漢皇統編年合運図』（要法寺）〔慶長五（一六〇〇）年〕³²⁾ 巻末の元佶自筆の書入れ部分と比較してみたが、共通する文字の数がわずか数文字で同筆・異筆の判断は難しい。

崇伝の筆跡を比較する材料としては、その手に成るほぼ同内容の控があり、両者で使用されている文字の並びがほぼ同一であるとい

う点では比較しやすい。しかし、写しと控とではその筆記目的が異なり、自分の覚として記された控の方が文字の崩し方が強い。このため、両者が同筆かどうかは判断し難い。

一方、崇伝自筆とされる慶長十七年六月付「濃毘敷殿宛徳川家康返書案」が存在する。³⁵この「濃毘敷殿宛徳川家康返書案」は、清書ではないが、他者に見せる案として書かれているため文字の崩しが少ない。したがって、文字の状態を比較するうえでの材料としては、控よりも適している。こちらの筆跡と問題の写しの筆跡を比較したところ、両者の筆跡が似ているように見受けられる。

その他の候補として、この時のオランダへの文書作成事務に関わっていた右筆「庄九左衛門」という人物も考えられる。³⁴この右筆が筆記した慶長十四年七月二十五日付「ちやくすくうるうんへいけ」宛朱印状³⁵と当該写しの筆跡を比較したところ、いくつかの文字の筆跡については似ているが、朱印状の筆跡の全体的な印象としては、写しの筆跡と異なっているように見受けられる。筆者が比較した限りでは、当時、元佶の外交事務の補佐をしていた崇伝による筆である可能性が高いように見受けられる。

いずれにせよ、家康との謁見時にオランダ使節が受け取った返書の原本と写しのうち、原本はローデ・レーウ・メット・ペイレン号でオランダに持ち帰られ、写しの一通はファン・ライイにより十七人会宛に別の帰還船で送付された。その後、十七人会に届いた写し

の一通が東インド会社から流出し、時を経てファン・パーペンブルックの所蔵となり、一七四三年に所蔵者の遺贈品の一つとしてライデン大学図書館に移り、同図書館に保管されるに至ったという経緯が考えられる。

第二節 家康書状本文

家康書状本文の翻刻

家康書状本文について、以下においてその内容吟味に入るが、その前に、崇伝による控及びライデン大学図書館所蔵写しの翻刻を掲載する。翻刻にあたって、改行・欠字は原文に従った。旧字体は新字体に改めた。

【史料三】（異国日記所収控）³⁶

日本国主 源家康 復章

阿蘭陀国主 殿下

遠伝、信書披而見之、則近如対高顔、殊投贈四種之

方物、歛悦有余抑從 貴邦遣異域兵船、大將裨將許多

軍衆之内、到着本邦松浦津、殊与陋邦可有和睦堅盟、

予所希也、兩國同志、則縱雖隔千万里之海陸、年々往来、

何有異哉、於陋国正無道令帰有道也、依之渡海商客安居

必矣、貴邦真如路数人遣置本邦、可被立館舎之地、着船之湊、

任

貴国意分与之、自今以往、弥可修隣交者也、余事付在船主舌頭、惟時秋天、残暑尤甚而已、自齋、不備

慶長十四竜集己酉孟秋二十五莖

御朱印

【史料四】(ライデン大学図書館所蔵写し、九頁 [図版1] 参照)

日本国 源家康 復章

阿蘭陀国主 殿下

遠伝

信書披而見之、則近如対高顔、殊投贈四種之方物、歛悦有余抑従

貴邦遣異域兵船、大将許多軍衆之内、到

着本邦松浦津、与陋邦可有和穆堅盟、予所

希也、兩國同志、則縱雖隔千万重之海陸、年々

往来、何有異哉、陋国正無道令帰有道也、依

之渡海商客安居必矣、

貴邦真如路数人被遣置本邦、可被立館舍

地、着船之湊、任

貴国意分与之、自今以往、弥可修隣交者也、余事付在船主舌頭、惟時秋天、残暑尤甚而已、自

齋、不備

慶長拾四龍集己酉孟二十五莖

控と写しの比較

控と写しとのあいだの相違点としては、まず、改行の仕方が異なることが見て取れる。崇伝の控の方では、敬意表現は一字空けた欠字の形でみられるが、改行を意図的にはおこなわず、紙幅を最小限に使用して記されている。これは、後に自分が参照する覚としてのみの意図で記されたものであり、元佶が草稿から清書まで担当した返書の内容を書き取ることが第一義的な目的であつたためであろう。

一方、写しの方では、敬意表現が改行した平出の形でみられ、結果的に行数が多くなっている。書札礼における敬意表現としては、平出の方が欠字よりも敬意度が高いため、オランダ側に渡された写しの方がより敬意を示したものとなつている。形式としては、こちらの方が原本に近いと思われる。

そのほかの相違点としては、控にみられる「裨將」の語がライデン大学図書館所蔵写しにはないこと、写しの「被遣置本邦」の部分には控にない「被」が一字分追加されていること、また、控にはみられるが、写しの方にはない文字が五文字分(「日本国主」の部分の「主」、^註「殊与陋邦」の部分の「殊」、^註「於陋国」の部分の「於」、^註「館舍之地」の部分の「之」、^註「孟秋」の部分の「秋」)あること、異体字の使い分け

が日付部分の二つの漢字について「十」と「拾」、「竜」と「龍」みられること、「和睦」と「和穆」、「千里」と「千万重」の部分において文字の置き換えがみられることが挙げられる。

共通点としては、両者ともに敬意表現がみられ、「日本国主源家康」から「阿蘭陀国主」への「復章」であることが挙げられる。内容に関しては、上記で指摘した通り、若干の文字の異同があるにすぎず、いずれもほぼ同じ内容を伝えている。すなわち、オランダ船が松浦津へ到着したこと、オランダから書状と贈物を受領したこと、毎年のオランダ商船の来航を歓迎すること、日本にオランダの商人数人を配置するための商館を建設する場所と着船する湊の随意選択を認めることなどが記されている。

イギリス国王からの書状との比較

オランダ東インド会社の船が日本に初来航した四年後の一六一三年にイギリス船が日本に初来航した際にも、イギリス国王ジェームス一世 (James I, 1566-1625) の書状が家康にもたらされ、それに対する家康からの返書が作成されている。ここでは、慶長十四年付「阿蘭陀国主」宛家康書状の位置付けをより明確化させるために、「異国日記」にみられるイギリス国王書状到来についての記述を紹介しつつ、家康への書状奉呈とその返書受領をめぐる両国それぞれの状況を比較検討する。

イギリス東インド会社船団の総司令官ジョン・セーリス (John Sais, ca.1579-1643) はクローブ号ほか二隻を率いて一六一一年にイギリスを出航した。一六一二年にバンナムに到着後、クローブ号以外のほかの二隻をイギリスへ送り返したうえで、与えられていた指令に従って、当時家康の外交面での助言役を担っていたリーフデ号の元舵手ウィリアム・アダムス (William Adams, 1564-1620) のいる日本に向かい、一六一三年六月二十一日に平戸に到着している³⁸⁾。セーリスはアダムスの協力を得て、九月十八日に駿府で家康に謁見し、イギリス国王ジェームス一世からの書状と贈物を家康に渡した³⁹⁾。

一六〇九年にオランダ船が来航した際にもこれと同様の動きがみられた。オランダ使節は家康に謁見をおこなうにあたって、アダムスと同じくリーフデ号の元乗組員で日本に居住していたファン・サントフォールトを通訳として同行させている。

崇伝は「異国日記」において、イギリス国王からの書状の料紙について、幅二尺、縦一尺五寸の大きさで、三方の縁に絵の装飾がある「蠟紙」が用いられていると書き記したうえで、「南蛮字」で書かれていた書状の文言をアダムスに訳させた和文を掲載している⁴⁰⁾。

崇伝は上記のようにイギリス国王からの書状の料紙について詳細に記述しているが、一六〇九年にオランダ使節がマウリッツ書状を家康にもたらした際の記事においては、その料紙については言及していないかった。また、イギリス国王からの書状をアダムスが翻訳し

たという記述からは、一六〇九年にオランダ使節が家康に渡したマウリッツからの書状の和訳やそれに対する家康返書のオランダ語への翻訳をおこなう過程において、オランダ側の通訳として同行したファン・サントフォールトが関与した可能性が想起される。

イギリス国王からの書状の原本は現存していないが、イギリス東インド会社書翰案に案文が掲載されているという⁴¹。その案文にみられる内容は、イギリス国王が日本の皇帝に対して、自国民が親善友好と貿易のために日本へ航海する際に、商業の安全と自由とともに商館設立の保護を求めたものであった。

このイギリス国王からの書状に対する家康の返書には、イギリス側の要求に答えて通商を許可するという内容のほかは、贈物に対する謝意などの儀礼的な文言しかなく、オランダ国主への返書にみられるような具体的な内容は含まれていない⁴²。ただし、この時、返書に加えて、イギリスに対して出された朱印状には、一つ書きの法度書の形で、イギリスの請願に応じた形で自由貿易とイギリス人の日本国内での処遇に関して認められた権利が七項目にわたって記されている⁴³。同様の法度書を家康は一六一一年に平戸オランダ商館長に渡したが、その原本は現存していない。

第三節 日本側の認識とオランダ側から伝えられた内容の推測

本節では、慶長十四年付家康書状に記された内容をもとに、書状

作成にあつたの日本側の認識を考察するとともに、同書状に対応するマウリッツ往信の内容あるいはオランダ使節の伝えた内容の推測を試みる。マウリッツ往信については、原本や写し、控えが現存しておらず⁴⁴、本章第一節で既述の通り、崇伝が「異国日記」に書き残した「以来船ヲ渡可申候間、湊ヲモ被下、往来仕候様ニトノ義ニ候」との内容の要点のみが伝わる。

なお、同書状の控と写しの内容に大きな相違がなかったという前述における確認を踏まえ、ここでは写しの記述を参照している。

まず、「貴邦遣異域兵船、大將許多軍衆之内、到着本邦松浦津」の記述部分からは、日本の松浦津、すなわち平戸へ来航したオランダ船が、多数の「軍衆」とともに「異域」に派遣された「大將」の率いる「兵船」に所属するものであるとの認識が幕府側にあつたことが示されている。提督の指揮下で多数の人員を乗せた艦隊を海外に派遣していることがオランダ側から家康に伝えられ、その情報を受けて、返書においてこのような言及につながつたと推測される。

また、「与陋邦可有和穆堅盟」の部分からは、オランダ側からもちがされた書状に和親同盟を促す内容が記されていたことがうかがわれる。オランダがスペインやポルトガルと戦ってきた状況や、スペインとの停戦協定を結ぶことになつたという最新事情を使節が家康に伝えた可能性も考えられ、その戦況をめぐる報告を受けて、和親友好を約束することに言及したのではないかと推測される。この部

分は、後述するオランダ語訳文の「我々の友好を維持し、増大させる」の部分に対応している。

「年々往来、何有異哉」の部分からは、オランダ船の毎年の来航許可が要請されたことがうかがわれ、「渡海商客安居必矣」の部分は、オランダ側からの通商交易のための来航許可請願に対する家康の好意的な対応姿勢を示したものであると思われる。

「貴邦真如路敷人被遣置本邦、可被立館舍地、着船之湊、任貴国意分与之」の部分では、日本における商務員の配置を認め、商館設置場所と着船湊の選択をオランダ側に一任するという、オランダ側にとって望ましい好条件の内容が提示されている。この記述からは、日本におけるオランダ人による通商交易活動開始を歓迎する家康の積極的な姿勢がうかがえる。おそらく、この三点はオランダ側からの要望を聞き入れる形で書状に書き入れられたと推測される。君主間の書状にもかかわらず、この部分には通商条件に関して具体的な実務的な内容がみられる。商館設置の許可や着船地の選択の自由を現地の君主や有力者から得ることは、オランダ東インド会社の事業方針に合致したものであった。この時期、同会社は各地に商館を設置し、商務員を駐在させ、商館間のネットワーク体制を構築しようとしていた。

また、「自今以往、弥可修隣交者也」の部分は、家康の志向した善隣友好外交が示されたものとしても捉えられるが、オランダからの

友好関係を結ぶ要請に答えたものでもあった。オランダからの同盟・友好・通商関係を求める要請については、一六〇九年にオランダ船が日本に向かう直接の契機となった十七人会からアジアにいる艦隊への一六〇八年四月十一日付指示書にその根拠が見出される。

同指示書には、スペインとの停戦協定の締結が予定されていることと、それに伴って、ポルトガル人やイギリス人に先んじてアジア各国の君主と同盟友好条約を結び勢力範囲を拡大するようにとの内容が記されていた⁴⁶。また、この指示書には、現地で各王侯と条約及び同盟を締結するための根拠や方針を記した覚も同封したと記されている⁴⁷。この指示書を受けて日本へ向かったオランダ船の使節は、指示書通りの内容を幕府側に請願したと推測される。結果として、使節はその請願に沿った内容で家康から返書及び来航通商許可の朱印状を得た。

十七人会から届いた一六〇八年四月十一日付指示書と家康書状の双方の内容を照らし合わせると、家康書状作成時にオランダ側から家康に伝えられた内容には、スペインとの停戦協定締結に伴う友好同盟の提案、また、通商交易開始にあつての商務員配置許可及び商館設立場所と着岸湊の選択に関する請願といった事項が含まれていたと推測される。

なお、前述の通り、家康書状にはオランダが派遣している艦隊への言及もみられたが、オランダ側から家康に伝えられた内容には、

停戦協定に先立つオランダとスペインとの戦争に関する説明も含まれていたかもしれない。あるいは、パタニのオランダ商館長ヴィクトル・スプリンケル (Victor Sprinckel, n.d.) が一六〇八年二月に家康宛に記した書状において、一六〇六年におけるオランダ艦隊によるマラッカでのポルトガル人との壮絶な戦闘状況について詳細に説明していることから、この書状が家康のもとに届いていたとすれば、これを踏まえたうえで幕府側が、海上におけるオランダの軍勢と武威に触れたという可能性も考えられる。⁽⁴⁸⁾

第三章 オランダにおける受容

第一節 オランダ語訳文

慶長十四年付家康書状原本は、前述の通り、ローデ・レーウ・メット・ペイレン号によつてオランダに持ち帰られた。この書状の当時のオランダ語訳が存在する。誰が翻訳したのかは不明であるが、村上直次郎氏はハーグ国立文書館所蔵関連文書中にある「オランダ語訳文と称するもの」を翻刻・掲載している。⁽⁴⁹⁾ 同氏が翻刻した史料は現存していないが、この訳文について同氏は、元の日本語原文に比べて修飾が多く、年月日も欠けているが、当時の訳であることは間違いないと述べている。⁽⁵⁰⁾

一方、オランダ商人団体の在ロンドン領事としての仕事に従事し、歴史書執筆のために同時代のオランダの情報も収集していたファン・メーテレンの著書『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』にも家康書状のオランダ語訳が掲載されている。⁽⁵¹⁾ このオランダ語訳は、同書中、一六一〇年六月と七月にオランダに帰還した船について記述している箇所の最後の部分で、七月二十一日にローデ・レーウ・メット・ペイレン号が帰航し、日本からの書状をもたらしたことに ついて述べている段落の直後に掲載されている。次に掲げる【史料五】はファン・メーテレン同書記載の前段階部分の引用である。また、【史料六】は同書に掲載されている家康書状のオランダ語訳である。なお、それぞれに拙訳を付した。

【史料五】(家康書状オランダ語訳の前段落部分)⁽⁵⁴⁾

(原文翻刻)

In Tessel arriveerde mede een Schip wt Japan ghenaeht den Rooden
Leu met de pijlen den 21 Julius die mede brochten volck ende brieven
van den opper-Heere Keyser Vorst ofte Prince vant Lant so hy hem
intituleerde na de sprake van dien Lande desen brief was een antwoorde
op de brieven van reommandatie oft address die mede de Commissen
van weghen Pr. Maurits de Staten na Oost-Indien mede gheeft desen
brief was van inhout in duyts overgheset als volcht.

(和訳)

テセルに日本からローデ・レーウ・メット・ペイレン号という名のスヒップ船も七月二十一日に到着した。同船は、その国の元首、皇帝、領主、あるいは大公、そのようにその国の言葉に従って自分を名乗っている人物の人員と書状を運んできた。この書状は、マウリッツ公を代表する使節にスターテン・「ヘネラル」が東インドへ向けて持たせた、推薦あるいは紹介の書状に対する返答であった。この書状の内容は次の通りにオランダ語に翻訳された。

この部分に続いて掲載されている家康書状のオランダ語訳文は次の通りである。

【史料六】(家康書状部分)^(註)

(原文翻刻)

Ick Prince ofte over-Vorst van Japan wensche den Vorst van Holland die my wt soo verre Landen doet besoecken mijne groete.

Ick verbljide my seer met schrijven ende aenbieden tot mywaerts uwen wensch dat onse Landen malcanderen naerder waren op dat wy nu onse begonne vrientschappe mochten onderhouden ende vermeerderen door uwe Hoocheyts presentie die ick imaginere innerlijck te sien

nademale ick uwe Hoocheyt onbekent ben ende uwe affectie tot mywaerts blijckt by uwe liberallheyt my vereerende met vier giften die my onnoodich waren doch om uwes Naems wille ontfanghe ick die met grooter weerden ende houde die in grooter achthaerheyt.

Te meer siende de Hollantsche Natie uwe Hoocheyts ondersaten met hare schepen in mijn Lant (dewelck ghering ende cleyt is) soecken te handelen ende met mijne ondersaten te traffiqueren ende negotieren dan wensche dat sy onrent mijne residentie ghearriveert ofte ghehavent waren om haer persoonlijck behulpelijck ende voordertijck te wesen dat welcke nu om de onghelgheghentheydt des Lanis niet can gheschieden. Ick sal daeromme niet nalaten ghelijck alreede gheschiet is goede sorghen voor haer te draghen ende alle Gouverneurs ende mijne ondersaten te belasten de selve alomme ende in wat havenen sy comen haer alle faveur ende vrientschappe doen gheschieden soo aen hare persoonen als Schepen ende Comenscappen soo dat uwe Hoocheydt oft sijne ondersaten ter contrarien niet hebben te sorghen want sy vry mogen comen als oft sy in uwe Hoocheyts oft eyghen Lant quamen daer contunieren ende op mijn Lant negotieren ende onse begonnen vrientschapp ende verbontenissen van tusschen my ende mijne ondersaten van mijnen weghe niet vermindert maer vermeerdert worden.

Ick ben ten deele beschaemt uwer Hoocheydts wiens name ende fame

door sijne manlijke daden door de gheheele wereldt vernackt is dat by uwe ondersaten van soo verre Landen in sulcken onbequaem Lant alst mijne is my doet versoecken ende sommige vrientschappen presenteren twelck ick niet en meriere dies ick considerende tselve door goede affectie moet gheschieden hebbe niet connen nalaten uwer Hoocheyts ondersaten vriendelijck te ontfanghen ende haer versoeck te consenteren waer toe desen tot een ghetuyghenisse sal dienen datse in alle plaetsen Landen ende eylandten onder mijn ghebiet ghelegghen moghen handelen trafiqueren Huysen bouwen tot haren handel ende Comenschappe nut ende dienstelijck daer sy onverhindert sullen moghen handelen na haer beliften so wel nu als in toecomende tijden sonder dat haer yemant sal hinderlijck wesen ende ick salse beschermen ende voorstaen als mijn eygen ondersaten belove mede de personen die ick versta dat alhier sullen ghdaten worden nu ende alijt voor gherecommandeert te houden ende in alles haer te favoriseren waer by men sal bevinden dat wy als goede vrienden ende ghebueren zijn: De voorder onderhandelinge met uwer Hoocheyts dienaers ghehadt hier te langher te verhaelen ben ick my aen haerlieden referende.

(和訳)

私、日本の大公すなわち君主は、かくも遠い国々から私に使

者を送つてくれているオランダの君主に私の挨拶を申し上げる。我々の国々が互いにより近かつたらよかつたのにこの貴殿の願いを記した私に対する書状及び提示に私は非常に喜んでゐる。それは、我々が現在、始まつた我々の友好を維持し、増大させるようにするためである。それは、陛下の存在によるものである。それを私は心の中で見ることを想像している。なぜなら私は陛下のことを存じ上げないからである。そして、私に対する貴殿の愛情は、私に四つの贈物を贈つてくださったという貴殿の寛大さにより明らかである。それらは私にとっては必要ではなかつた。しかし、貴殿の名声のために、私はそれらを高い価値のあるものとして拝領し、それらを大いに尊重している。

その上、オランダ人、つまり陛下の臣下たちが彼らの船で私の国(それはわずかばかりで小さなものであるが、)において貿易し、私の臣下たちと通交し、交易しようとしていることを確認したので、私自身が彼らを手助けし、有利な立場を与えるために、彼らが私の居所の周辺に到着あるいは停泊してくれることを願う。とはいへ、それは不便な土地のため今は実現できない。したがつて、すでに実現された通りに、彼らに十分な保護を与えること、そして、あらゆる場所及び彼らが到着するどの港においても、あらゆる厚遇と友好を彼らに、人員に対しても、また船及び商品に対しても、示させるようにすべての奉行及び私

の臣下たちに命じることを私は怠らないつもりである。それゆえ、陛下あるいはその臣下たちはその逆を心配する必要はない。なぜなら、彼らが陛下あるいは自分の国に來航するかのように、彼らは自由に來航し、そこに居留まり、そして私の国で交易することができからである。そして、我々の始まった友好と絆は、私と私の臣下たちとのあいだでは、私の方から減じることではなく、増大するのみである。

武人としての貴殿の偉業によりその名声及び評判が世界中に知れ渡っている陛下が、かくも遠い国々から貴殿の臣下たちを私の国のように取るに足らない国において私に遣わし、なんらかの友情を示させてくださることに私は恐れ入るところがある。それは私には身に余ることである。私はそれが親愛によつてなされたはずであるということを考えて、陛下の臣下たちを友好的に受け入れ、彼らの要請を承諾することをおろそかにすることはできなかつた。そのために本状は、彼らが私の領地に位置するすべての場所、国々及び島々において貿易をおこない、通交し、彼らの貿易と商品のために有用で役立つ館を建造してよいという証拠として資するものである。そこでは彼らは今現在も将来も誰かが彼らを邪魔することなく、彼らの信念に従つて妨げられずに貿易をおこなうことができる。そして、私は私自身の臣下のように彼らを保護し、擁護する。また、当地に残

されると私が聞いている人員たちを自今以後、推薦された者として扱い、すべてにおいて彼らを厚遇することを約束する。そこから我々が良き友人であり、隣人であるということがわかるだろう。陛下の従者たちとおこなったそのほかの交渉については、本状で語るにはあまりにも長くなるので、彼らから伝え聞いてください。

第二節 内容比較からみる受容認識

オランダ語訳間の比較

ファン・メーテレン掲載版と村上掲載版それぞれのオランダ語訳文を比較すると、ところどころで使用語句の相違がみられる。最も顕著な違いは、冒頭部分の原文「日本国源家康」にあたる箇所のみられる。村上掲載版では *Ick Keijser ende Coninck van Japan*（私、日本の皇帝及び国王）と訳されているのに対して、ファン・メーテレン掲載版訳では *Ick Prince of over-Voest van Japan*（私、日本の大公すなわち君主）と訳されている。日本の君主の呼び方について、ファン・メーテレン掲載版訳における *Prince* から始まる表現は、オランダ総督マウリッツ公の称号 *Prins van Oranje*（オラニエ公）²⁷ を基準としてその地位を理解しようとする説明的な訳出になっている。つまり、日本という国の君主を当時のオランダの事実上の君主マウリッツと同等の地位の人物であると位置付けようとする認識が表われている。

ファン・メーテレン掲載版訳では、家康の称号を訳出するにあたって、ファン・メーテレンの著書の読者であるオランダ人にとって双方の称号が対等であるとの認識がもたれやすいようにオランダを基準とした表現に改変されたのではないかと推測される。また、over-Vorst (君主) という表現からは、各領主の上に立つ存在との認識がもたれていたこともうかがわれる。

なお、原文の「阿蘭陀国主」に対する訳語に用いられている *Vorst van Holland* は原語をそのまま反映して逐語的に訳したものであると推測される。マウリッツはオランダ各都市に対しては *stadhouder* (「総督」と訳される) という立場であったことから、*Vorst van Holland* はオランダ国内的には使われていなかったのではないかと思われる。オランダ東インド会社の商務員も通常 *gijne princelycke Ex^{te}* と表現している。

【史料五】に引用したファン・メーテレン掲載版訳文の説明には、「その国の元首、皇帝、領主、あるいは大公、そのように彼はその国の言葉に従って自分を名乗っている」と記されている。ここでは、君主またはその類似の存在に相当する様々な称号が列挙されているが、どの称号が適切なのかには言及されず、その国の言語に従った用語で名乗られていると記されるにとどまっている。ここからは、日本の君主の称号に対して使用する用語がオランダではこの時期にまだ定まっていなかった状況がうかがわれる。⁽³⁸⁾

なお、そのほかの語句の相違は少し語句を置き換えている程度であり、二種のオランダ語訳はほぼ同じ内容といえる。⁽³⁹⁾

オランダ語訳と原文との比較

次に、オランダ語訳と元の原文の内容を比較してみる。村上氏が指摘した通り、オランダ語訳は、漢文調で簡潔に記された原文に比べて冗長ではあるが、全体として、原文における「信書」と「四種之方物」に対する謝意や、オランダの武威への言及、「陋邦」、「陋国」という原文の謙遜表現などの各要素を盛り込みつつ、重要な点が余さず訳されている。

オランダ東インド会社側にとって最も重要な点といえる、商船来航許可、自由貿易、来航船とその商品に対する友好と厚遇、日本に配置するオランダ人の保護、商館建設の許可と来航時着船湊の随意選択については、原文よりもオランダ語訳の方がより詳細に記されている。⁽⁴⁰⁾ たとえば、オランダ語訳にある「あらゆる厚遇と友好を彼らに、人員に対して、また船及び商品に対して、示させるようにすべての奉行及び私の臣下たちに命じることを私は怠らないつもりである」に相当する箇所を原文に探すとすれば、「渡海商客安居必矣」の部分であると思われるが、原文では、渡航する商人は安心してよいと簡潔に記されているに過ぎない。原文の文末に「余事付在船主舌頭」と記されていることから、翻訳文作成過程で、謁見した

使節に家康から口頭で伝えられた言葉も翻訳文に追加する形で盛り込まれたのかもしれない。

なお、ファン・メーテレンは書状掲載の前段落部分で、「この書状は、マウリッツ公を代表する使節にスターテン・（ヘネラール）が東インドへ向けて持たせた、推薦あるいは紹介の書状に対する返答であった」と説明を加えている（史料五）。歴史書執筆のために同時代のオランダの情報を収集していたファン・メーテレンは、オランダに到来した家康書状が、マウリッツと連邦議会が派遣する使節がアジアへ赴くにあたって携行した推薦状あるいは紹介状への返答であると認識していたことがわかる。

おわりに

本稿では、日蘭通交開始につながった慶長十四年七月二十五日付家康書状について、ライデン大学図書館所蔵写し、崇伝が書き残した「異国日記」における関連記事と同書状の内容控、ファン・メーテレン『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』所収の同書状のオランダ語訳を取り上げ、多角的に分析した。

まず、伝存する家康書状の写しについて、現在の所蔵機関であるライデン大学図書館の歴代三種の目録における書誌情報を整理しつつ、その来歴がファン・パーペンブルック収集品由来であることを

確認した。また、家康書状の写しをオランダに送付した商務員ヘンドリック・ファン・ライイト、一六〇六年に「日本の国王」への書状と贈物の準備を担当した十七人会の重役の一人レオナルド・ライイトの縁戚関係を指摘し、ライイト家にとって家康書状の持つ意味を掘り下げた。「日本の国王」宛の書状作成に関わったライイト家にとって、日本から返書が得られたことには特別な意味があったと考えられる。返書の写しを預かったのがヘンドリック・ファン・ライイトであったのは偶然ではなかった。ライイト家の日本の君主宛書状への関与がその背景事情として想起された。

続いて、「異国日記」における同書状の関連記事から同書状作成の経緯を紹介したうえで、「異国日記」における控とライデン大学図書館所蔵写しとの比較をおこなった。両者には、表記の形式に相違点が見られるが、内容はほぼ同じであることを確認した。そのうえで、家康書状の内容の分析を通じて、書状作成にあたっての日本側の認識を考察した。日本へ来航した蘭船がオランダから派遣された艦隊に所属するものであると幕府側が把握していたことを指摘するとともに、オランダ側からの通商交易開始の請願に対して、家康が積極的な姿勢で対応した様子が書状から読み取れることを確認した。

また、同書状の内容から、オランダ側から伝えられた内容の推測を試み、通商交易のための友好同盟締結、商館設立と商務員配置の許可、オランダ船の往来と交易場所としての着岸地の確保など貿易

に関する諸条件の請願を含んだものであったことを論じた。

さらに、ファン・メーテレン『ネーデルラントおよび隣邦の歴史』所収の家康書状のオランダ語訳文について、その翻刻文と和訳を掲載したうえで、オランダ語訳の分析を通じて、家康書状の内容に対するオランダ側における受容認識についての分析を試みた。オランダ側にとって重要な貿易通商に関わる点については、原文よりもオランダ語訳の方がより詳細に記されていることを指摘した。

日蘭通商開始にあたって、日蘭双方の認識には、大きな齟齬がなく、オランダ船が日本に來航する形で両国間の通商交易が安全に開始されるとの共通認識がみられた。ただ、その形式は返書とともに朱印状を与えるという幕府主導のものであり、この時期にスペイン人・ポルトガル人に対して同様の朱印状が与えられていた例があるのと同様に、オランダ人への対応は朱印状発給を伴う幕府側の設定した外交関係の枠組みのなかで処理された。

慶長十四年七月二十五日付家康書状とともにオランダ使節に与えられた同日付の朱印状四通には、「おらんだ船、日本江渡海之時、何之浦々雖為着岸、不可有相違候、向後守此旨、無異議可被往来、聊疎意有間敷候也、仍如件」と記されている。⁽⁸²⁾

この朱印状は、以後のオランダ船の日本來航に際して日本のどこかの浦に着岸したとしても、その往來を妨げることがない旨を保障する内容となっている。既述の通り、家康書状には、通商交易開始に

あたって、商務員配置及び商館設立場所と着岸湊の選択の自由というオランダ側の要望事項を認める内容が盛り込まれていた。一方、朱印状には、以後のオランダ船の日本來航時に備え、來航するオランダ船の安全を保障する内容のみが記されている。その記載内容からは、この朱印状がオランダ船の日本來航時に着岸地で提示するためのものであったことがわかる。また、朱印状の提示により、そこに記載された指示内容が順守されるという朱印状の機能的役割の一端が示されているようにも見受けられる。

本稿では、朱印状については詳しく触れなかったが、慶長十四年前後にオランダ船に対して朱印状が複数年にわたって交付されている。本稿で検討した慶長十四年付家康書状と朱印状との関係、朱印状の機能的役割や効力及びオランダ東インド会社にとつての意味などについての再検討も日蘭関係の考察を深化させるうえで重要な検討対象である。これについては今後の課題としたい。

註

(1) オランダ総督マウリッツ。一五九六年にネーデルラント北部七州がスペインから独立を果たし、連邦共和国として成立したオランダは、七州の各議會 (vroedschap) から派遣された代表者で構成される最高統治機関スターテン・ヘネラール (Staten-Generaal 連邦議會) が連邦共和国の統治を司っていたため、「国王」は存在しなかった。とはいえ、マウリッツは、世襲君主

- であり、ネーデルランド連邦共和国総司令官（「オランダ総督」）の地位にあった。
- (2) この家康書状は、家康から「阿蘭陀国主」宛に送られた最初の書状ではないが、オランダに到着したことが確認できる最初のものとして位置づけられる。一六〇五年に作成・発送された家康からの最初の書状については註(48)参照。
- (3) 異国日記刊行会編『影印本異国日記——金地院崇伝外交文書集成』東京美術、一九八九年、「異国日記(上)」八〇九頁、丁次十四〇十五。村上直次郎訳注『異国往復書翰集・増訂異国日記抄』（『異国叢書』復刻版）改定復刻版、雄松堂書店、一九六六年、「増訂異国日記抄」二十〇二十六頁。この時の朱印状の宛所は、マレー半島バタニ向けとしてフェルプーフ艦隊所属スヒップ船デルフト号の上級商務員であったヤコブ・フルネウエーヘ(Jacob Groenewegen, ?1609)・インドネシアのジャワ向けとして同艦隊の副提督フランソワ・ウィッテルト(François Wiert, c.1571-1610)・使節として家康に謁見したアブラハム・ファン・デン・ブルックとニコラース・ポイク両上級商務員の四名に對してであった。
- (4) アントワープに生まれたファン・メーレンは、一五五〇年にロンドンに渡り、一五八三年にオランダ商人団体の在ロンドン領事に指名され、その仕事に従事するかたわら、同時代のオランダの歴史に関する資料収集と著述に取り組んだ。P.J. Blok, P.C. Molhuysen, *Nieuw Nederlandsch biografisch woordenboek*, vol. 7, Leiden: A.W. Sijthoff, 1927, p. 868 参照。
- (5) Emanuel van Meeren, *Historie der Neder-landscher ende haender naburen oorlogen ende geschiedenissen, tot den iare 1612.* s. Gravenhage: Hillibrant Jacobsz, 1614, fol. 659.
- (6) 金井圓『日蘭交渉史の研究』思文閣出版、一九八六年、八〇〜八二二頁。
- (7) 加藤榮一『幕藩制国家の成立と対外関係』思文閣出版、一九九八年、一五五頁。
- (8) 註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二二二〜二三三頁。現在このオランダ語訳は喪失したか所在不明となっている。
- (9) 松田清『洋学の書誌的研究』臨川書店、一九九八年、五一二〜五一四頁。ドゥーフが参照したのは、一七六三年刊行の八折り版十冊本のうちの第九巻三二二頁であったという。
- (10) 二点の先行文献が次の通りに掲載されている。「Oskar Nachod, *Die Beziehungen der niederländischen Ost-Indischen Compagnie zu Japan im siebzehnten Jahrhundert*, 1897 (Beilage 5); Margo van Opstall, vol. 1, p. 144, note 6.」
- (11) 三年後に家康から与えられた慶長十七年十月付「阿蘭陀国主」宛書状が慶長十四年七月二十五日付のものよりも相対的に短文で簡潔な内容であることから、このように記述されていると思われる。註(3) 前掲「異国日記(上)」二九九〜三〇三頁、丁次五十五〜五十六及び註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一五二〜一五三頁参照。
- (12) R. B. Halbertsma, *Scholars, travelers, and trader: the pioneer years of the National Museum of Antiquities in Leiden, 1818-1840*, London: Routledge, 2003, pp. 14-16. Gerrit は Gerard と記され、この場合「同一人物を指す」。
- (13) *Ibid.*, p. 15; H. Bremer, Gerard van Papenbroek, verzamelaar in achttiende-eeuwse traditie, pp. 150-151, in: *De Oudheid in de Achttiende Eeuw/Classical Antiquity in the Eighteenth Century*, Utrecht: Werkgroep 18e Eeuw, 2012, pp. 147-159. Gerrit は父の名と同じ Gerard と記され、この場合「父」。
- (14) H.T. Colenbrander, *Jan Pietersz. Coen: levensbeschrijving*, s. Gravenhage: Martinus Nijhoff, 1934, vol. 6], pp. 55, 62.
- (15) P.J. Blok, P.C. Molhuysen, *Nieuw Nederlandsch Biografisch Woordenboek*, Leiden: A.W. Sijthoff, 1918, vol. 4, p. 1147.
- (16) *Ibid.*, vol. 4, p. 1148; H.T. Colenbrander, *Jan Pietersz. Coen: Bechelden omrent zijn bechijf in Indië*, s. Gravenhage: Martinus Nijhoff, 1920, vol. 2, p. 49; 註(14) 前掲 H.T. Colenbrander, *Jan Pietersz. Coen: levensbeschrijving*, [vol. 6], p. 70.

- (17) ヘンドリック・ファン・ライイより「十七人会」宛書状、パタニ、一六一〇年十月八日付。(ハーグ国立文書館所蔵 National Archief, Den Haag [NL-HANA], Verenigde Oostindische Compagnie (VOC), nummer toegang 1.04.02, inventarisnummer 1054 [パタニの部 fol. 39-40]) fol. 39v. この書状について、東京帝国大学編『大日本史料』第十二編之六、東京帝国大学、一九〇四年四五七〜四六三頁に翻刻と和訳が掲載されている。当該引用箇所を含むオランダ語原文「Hier mede gaet copie vanden brief van sijne keijsijliche magesteijt geschreven aen sijne princelijcke Ex^{te}, hebben oock noch daerboven twee andere brieven van sijne magesteijt becommen inne forme van paspoorten voor de schepen die hier naer sullen comen, waer van deen is gelaten tot Perane ende den anderen tot Banam」の部分について、村上訳では「本書と共に送るは、皇帝陛下より国王殿下に宛てたる書簡並に今後来るべき船の爲めに陛下より与へられたる通航免状の形式を具へたる書付の写なり、内一通はパタニに、他はバンタンに留む」(引用にあたって旧字体は新字体に改めた)と翻訳されている。しかし、原文では単数形 *sojle* (写し) が使われていること、また当該文の構造と内容から、家康書状のみが写しであり、同封されたのは家康書状写しの方だけであったことが確認される。
- (18) ローデ・レーウ・メット・ペイレン号及びグリフィユーン号の合同委員会の決議録、平戸、一六〇九年九月二十日付 (NL-HANA, Aanw. te afd. ARA, 1.11.01.01, inv. nr. 1138)。この決議録には、グリフィユーン号の下級商務員 ジャック・スペックスが商館長として平戸に残ることになったため、二隻のスヒップ船の委員会構成員五人のうち一つが空席になることに伴い、ヘンドリック・ファン・ライイがスペックスの席に着任し、以後代わりに委員会に出席することが承認・決議されている。
- (19) Pieter Willensz Verhooff, Journal ende verhael van alle het gene dat ghesien ende voorgevallen is op de Reyse, gedaen door den E. ende gestrengen Pieter Willensz. Verhoeven Admiraal Generaet over 13. Schepen, gaende naer de Oost-Indien, China, Philippines, ende byleggende Rijcken. In den Iare 1607, ende volgende. (一六〇七年及び続く年に十三隻の船を指揮するピーター・ウイレムス・フェルフーフ提督総司令官閣下によっておこなわれた東インド、中国、フィリピン及び周辺諸国への航海旅行で経験したことすべてについての日誌及び話)、fol. 71. (「レイニール・ディクスゾーン・ファン・ナイメーヘンによるローデ・レーウ・メット・ペイレン号の航海日誌」一六〇九年十月三日条)。in Isaac Commelin, *Begin ende voortgangh van de Verenighde Nederlantsche Goetroyende Oost-Indische compagnie*. Amsterdam: s.n., 1646, vol. 2.
- (20) 註(17)前掲ヘンドリック・ファン・ライイより「十七人会」宛書状、パタニ、一六一〇年十月八日付。fol. 40.
- (21) 註(17)前掲ヘンドリック・ファン・ライイより「十七人会」宛書状、パタニ、一六一〇年十月八日付。fol. 39r.
- (22) 註(5)前掲 Van Meeren, *Historie der Nederlantscher ende haender naburen oorlogen ende geschiednissen*, fol. 653v.
- (23) スヒップ船デルフト号。モルッカ諸島から一六一〇年八月頃にパタニに寄港した同船は、その後一六一一年二月にバンタムから帰国の途に就き、同年八月にオランダに到着している。
- (24) 註(17)前掲ヘンドリック・ファン・ライイより「十七人会」宛書状、パタニ、一六一〇年十月八日付。fol. 40.
- (25) レオナルド・ライイの名は、東インド会社設立時の重役名簿に *Leonaert Ray* と掲載されている。「一六〇二年三月二十日付特許状」(NL-HANA, VOC, 1.04.02, inv. nr. 1.) 参照。註(5)前掲 Van Meeren, *Historie der Nederlantscher ende haender naburen oorlogen ende geschiednissen*, fol. 481 掲載アムステルダム支部所属重役名簿には *Lenaert Ray* と記載されている。
- (26) L. C. D. Van Dijk, *Zes jaeren uit het leven van Wenner van Berchem, gevolgd door Iets over onze vroegste betrekkingen met Japan, twee geschiedkundige bijlagen*. Amsterdam: J. H. Scheltema, 1858, p. 23, note 1. ノーマン・ダークと Leonard van Raey に関連して

- らる。
- (27) 「一六〇六年二月二日付十七人会決議録」(NL-HANA, VOC, 1.04.02, inv. nr. 7343)。フオリオ番号無し。
- (28) 註(5) 前掲 Van Meeren, *Historie der Nederlandscher ende huerder naburen oorlogen ende geschiedenissen*, fol. 659.
- (29) 当時書き入れられたものであることは疑いないが、ヘンドリック・ファン・ライイの筆跡と比較したところ、同筆ではないと思われる。
- (30) 註(3) 前掲「異国日記(上)」八頁、丁次十四。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二十〇二十一頁。なお、引用にあたって旧字体は新字体に改めた。
- (31) オランダ語原文では「Adij 20^{de} ditro hebben onse patente ende brieven van den keyser kan sijn ex^{te} becommen」と記されている。この「ex」は brief(書状)の複数形 brieven が用いられている。Margaretha Elizabeth van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Willemz Verhoeff naar Azie 1607-1612*, s-Graevenhage: M. Nijhoff, 1972, vol. 2, p. 352(「ポイクの参府日記」一六〇九年八月二十日条)参照。なお、同日記の一六〇九年七月末日条に、使節には平戸藩主から護衛が付けられたと記されているが、上記の通り、謁見時に写しも原本と一緒に渡された可能性が高いことから、護衛として随行した平戸藩主の家臣が写しを書いた可能性も考えにくく。
- (32) 圓智撰「重撰倭漢皇統編年合運図」一〜二巻、「要法寺」(慶長五(一六〇〇)年)。国立国会図書館所蔵本の上下巻末に閑室元倍の自筆識語がある。
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2543701/1/72>
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2543702/1/76>
- (33) 註(3) 前掲『影印本異国日記』所収巻頭掲載図版二枚目参照。この「濃毘數般宛徳川家康返書案」は国指定重要文化財として京都の金地院に所蔵されている。
- (34) 註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二十四頁〜二十六頁参照。
- (35) 同朱印状原本がハーグ国立立文書館に現存している。「慶長十四年七月二十五日付ヤロコブ・フルネウエー宛朱印状」(NL-HANA, Nederlandse Factorij Japan, 1.04.21, inv. nr. 1A1.)。また、註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」にも慶長十四年七月二十五日付「オランダ船渡航朱印」として図版が掲載されている。
- (36) 註(3) 前掲「異国日記(上)」八頁、丁次十四。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二十一、二十四頁。
- (37) 「裨将」は「副将」の意。写しでこの語句が削除されていることについて「裨」という漢字に「卑(いやしい)」という部首が含まれているために、相手に対する失礼の回避として削除されたと推定され、敬意礼法とみられるとのご教示を査読者のお一人から頂いた。
- (38) フレデリック・クレインズ『ウィリアム・アダマス——家康に愛された男・三浦按針』(ちくま新書)筑摩書房、二〇二二年、二〇六〜二〇八頁。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一五七頁。なお、フレデリック・クレインズ同書で使用されているユリウス暦はグレゴリオ暦に改めた。以下同様。
- (39) 同上クレインズ『ウィリアム・アダマス』、二一四〜二一五頁。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一五七頁。
- (40) 註(3) 前掲「異国日記(上)」三十頁、丁次五十七。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一五六、一六二〜一六四頁。
- (41) イギリス東インド会社書翰案第一巻(The First Letter Book of the East India Company)。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一六〇、一六二〜一六三頁。註(38) 前掲クレインズ『ウィリアム・アダマス』、二一六頁。
- (42) 註(3) 前掲「異国日記(上)」三十二頁、丁次六十。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一七八〜一八二頁。
- (43) 註(3) 前掲「異国日記(上)」三十二頁、丁次六十〜六十一。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」一八四〜一八八頁。
- (44) マウリッツ住信については、拙稿「オランダ東インド会社のアジア進出

と日本への視座』『総研大文化科学研究』十九、二〇一三年、一二八頁を参照。

(45) 「真如路」は、ポルトガル語の *Senhor* (男性の敬称「氏」)。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」三十四頁参照。

(46) 「一六〇八年四月十一日付アフリカ及びアジアにおけるオランダ東インド会社職員への十七人会の指令書の覚」(NL-HANA, VOC, 1.04.02, inv. nr. 478.); J.K.J. De Jonge, *De opkomst van het Nederlandsch gezag in Oost-Indië (1595-1610)*. 's Gravenhage: M. Nijhoff, 1865, vol. 3, pp. 309-310; Peter Borschberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Marchieff de Jonge*, Singapore: NUS Press, 2015, p. 438. なお、De Jonge, *op. cit.*, pp. 307-312 には、同内容の「一六〇九年五月四日にヤヒト船フーデ・ホープ号を通じてアジアにもたらされた覚と指令書」の翻刻が掲載されている。また、Borschberg, *op. cit.*, pp. 436-440 にその英訳文が掲載されている。

(47) その覚については未詳。

(48) ヴイクトル・スプリンケルより徳川家康宛書状、パタニ、一六〇八年二月六日付 (NL-HANA, VOC, 1.04.02, inv. nr. 1054) fol. 26-27. の書状は、家康からオランダへの働きかけに対応して、マウリッツの名の下で記されたものである。家康は一六〇五年にリーフデ号の元船長ヤーコブ・クワツケルナックと元乗組員メルヒヨル・ファン・サントフオールトを通じて書状と来航通商許可の朱印状をパタニ商館にもたらしていた。さらにその翌年もパタニ商館に家康からの朱印状が届いていた。

(49) オスカー・ナホッド(富永牧太訳)『十七世紀日蘭交渉史』養徳社、一九五六年、七十五頁。同書七十一頁にも、「彼「スプリンケル」は堂々と、マラッカ包囲を解いた後の葡萄牙人に対するマテリーフ艦隊の輝かしい戦闘行為を述べ」とある。

(50) この年のオランダ使節による家康謁見に通訳として同行したのがメルヒヨル・ファン・サントフオールトであった状況からは、同人が翻訳に関わっ

た可能性も考えられる。註(31) 前掲 Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Willemz Verhoeff*, vol. 2, p. 345. 「ボイクの参府日記」一六〇九年七月二十七日(条) 参照。

(51) 註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」二十二〜二十三頁。現在、この史料の所在は不明。村上氏によると、これに基づき作成された英語訳文が「パーチエース『廻国記』(Samuel Purchas, *Purchas his pilgrimages or relations of the world and the religions*, London, 1613)」に掲載されている。

(52) 註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」三十一頁、註(二)。なお、註(26) 前掲 Van Dijk, *Zes jaren uit het leven van Wenmer van Bercken*, pp. 26-27 にも、家康書状のオランダ語訳が典拠非表示で掲載されているが、綴りが現代オランダ語に変更されているなどの修正がみられるほかは、村上掲載版翻刻とほぼ同様のものであるため、ファン・ダイクもハーグ国立立文書館所蔵史料を参照したと推測される。

(53) 註(5) 前掲 Van Meeren, *Historie der Neder-landscher ende haerder naburen oorlogen ende geschiedenissen*, fol. 659.

(54) *Ibid.*, fol. 659.

(55) *Ibid.*, fol. 659.

(56) オランダ語原文では *over-Voort* が使用されている。

(57) 当時のオランダ語の綴りには表記ゆれがしばしばみられ、Prince と Prins は同じ。

(58) オランダ東インド会社の日本来航船二隻所属の商務員ボイクやファン・ラーイは、その日記や書状で家康のことを「Keijzer (皇帝)」、「grooten Keijzer (大皇帝)」あるいは「sijne keijserlijke magesteyt (皇帝陛下)」と表現している。

(59) 以下の原文とオランダ語訳との比較においては、ファン・メーテレン掲載版訳と村上掲載版訳を特に区別しないが、ファン・メーテレン掲載版訳を基準として参照した。

(60) 註(49) 前掲ナホッド『十七世紀日蘭交渉史』七十五頁では、オランダ語訳文の方が詳細で長文であることの要因と事情について、会社職員による文飾が指摘されている。

(61) この時期にスペイン人にも同様の朱印状が与えられていた。註(3) 前掲村上「増訂異国日記抄」四十六〜四十七頁(慶長十四年十月六日付呂宋船宛朱印状)、一一五〜一一六頁(慶長十七年九月付黒船・南蛮人宛朱印状)。村上同書「異国往復書翰集」九十三頁(慶長十四年十二月二十八日付スペイン・レルマ公宛朱印状)など参照。

(62) 註(35) 前掲「慶長十四年七月二十五日付ヤーコブ・フルネウエーへ宛朱印状」(NL-HAN, Nederlandse Factory Japan, 1.04.21, inv. nr. 1A1.)。

付記

本研究はJSPS特別研究員奨励費2320995の助成を受けたものである。

